

妊婦一般健康診査を県外の医療機関又は 登録外の助産所で受診される方へ

松本市健康福祉部健康づくり課（0263-34-3217）

里帰りや仕事等の都合により、県外の医療機関又は登録外の助産所で妊婦一般健康診査を受診された方に対し、受診した妊婦健診の費用の一部を補助します。

以下の受診手順及び注意事項をよくご覧のうえ手続きをお願いします。

1 対象者

妊婦健診受診日において松本市に住民登録がある妊婦の方で、里帰り等の理由により県外の医療機関又は登録外の助産所で妊婦健診を受診された方

2 補助の対象

上記対象者が受診した妊婦健診

3 申請受付期限

申請する妊婦健診の 受診日から1年以内

（例：受診日が2020年4月10日の場合、申請受付期限は2021年4月9日まで）

4 手順

(1) 県外の医療機関及び登録外の助産所で妊婦健診を受診

受診した医療機関及び助産所で、妊婦健診の費用の全額を実費にてお支払いください。その時発行された領収証と明細書を保管しておいてください。

※ 松本市が交付した妊婦一般健康診査受診票は県外の医療機関及び登録外の助産所では使えませんが、申請時に必要となりますので捨てずに保管しておいてください。

(2) 申請手続き

以下のものをご用意いただき、市役所健康づくり課又は各保健センター窓口にお越しください。

ア 未使用の妊婦一般健康診査受診票（松本市が交付したもの）

イ 医療機関及び助産所が発行した領収証の原本と明細書

（妊婦健診とわかるもの、及び医療機関名／助産所名・発行年月日の記載があるもの）

★ 原本を提出できない方は、原本とコピーの両方をお持ちください。

ウ 口座番号のわかるもの

エ 印鑑（認印可）

申請者と振込先口座名義人氏名が異なる場合は、それぞれの別の印鑑が必要です。

オ 母子健康手帳

持参できない場合は、母子健康手帳の妊婦氏名が確認できるページと妊娠の経過のページ（分娩予定日・診察月日・週数記載）のコピーをお持ちください。

(3) 決定通知書の送付

申請後、審査し適当と認められた場合は、決定通知書を松本市からお送りします。

裏面もご覧ください

- (4) 補助金の振り込み
指定された口座へ松本市から振り込みます。(約3か月後)

5 注意事項

- (1) 補助金の額は、実際にかかった費用となります。
ただし、それぞれの受診票に該当する検査項目が補助の対象となります。検査項目の詳細は、下記の表をご覧ください。
また、金額については、受診票の金額(単価)が上限となります。
- (2) 1枚の基本健診受診票につき、1枚の領収書が必要です。追加検査と超音波検査の受診票に関しては、基本健診受診票とセットでの補助が原則です。
- (3) 補助額は審査後に決定となりますので、申請したものすべてが補助対象となるとは限りません。審査の段階で、受診医療機関又は助産所に松本市が検査項目の確認をする場合がありますのでご了承ください。

受診票の種類	配布枚数	健診内容	単価
基本健診受診票	14枚	健康状態の把握：妊娠週数に応じた問診、診察等 定期検査：子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿(糖及び蛋白)、体重等、(初回の健康診査では身長も測定)	初回 6,360円
		保健指導：妊娠中の食事や生活上の注意事項等についての具体的指導、養育支援を必要とする妊婦に適切な保健・福祉サービスを提供するための調整・支援	2回目以降 5,760円
追加検査①受診票 (妊娠初期検査)	1枚	初回血液検査：血液型(ABO血液型、Rh(D)血液型、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV-1,2抗体半定量、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査、HTLV-1定性(又は半定量) 子宮頸がん健診(細胞診)、クラミジア検査	17,730円
追加検査②受診票	2枚	血算(中期・後期)	1,760円
追加検査③受診票	1枚	血糖(中期)	1,550円
追加検査④受診票	1枚	GBS(中期)	3,600円
超音波検査受診票	4枚	初期1回・中期2回・後期1回	4,780円

令和2年4月改正

6 申請窓口及び問い合わせ先

交付窓口	住所	電話
松本市役所 健康づくり課	丸の内3-7(東庁舎2階)	34-3217
南部保健センター	双葉4-8(なんぷくプラザ2階)	27-3455
北部保健センター	元町3-7-1(ふくふくらいず2階)	38-7677
中央保健センター	中央1-18-1(Mウイング南棟5階)	39-1119
西部保健センター	波田6908-1(波田保健福祉センター内)	92-8001